

○中野委員長 これより、議会運営委員会を開会させていただきます。

本日は、全員の出席でございます。それでは、協議事項の1、請願・陳情議案の審査について、陳情第2号、旭川市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求めることについてを扱いたいと思います。ここで、特に発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、令和5年12月12日の議会運営委員会で保留としていた会派に、判断できる状況にあるかお伺いさせていただきたいと思います。

○塩尻委員(民主連合) もう少々お時間をいただきたいと思います。

○高花委員(公明党) 判断できます。

○上野委員(無党派G) もう少し時間をください。

○中野委員長 それでは、まだ判断できない会派がありましたので、本日は保留というふうにさせていただきます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時02分

○中野委員長 再開させていただきます。

無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っているところでございますので、この場で報告をさせていただきたいと思います。

それでは、協議事項の2、令和6年第1回定例会の運営についてであります。(1)市長提出議案について、質疑の有無を一覧表に基づき、各会派及び無所属にお伺いさせていただきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 質疑ございません。

○塩尻委員(民主連合) 質疑ございません。

○高花委員(公明党) 質疑ありません。

○石川厚子委員(共産) 質疑ありません。

○上野委員(無党派G) 質疑ありません。

○横山委員外議員(無所属) 質疑ありません。

○中野委員長 無所属安田議員からも、質疑なしということでお伺いをしているところでございます。それでは、以上で、この部分については終わりたいと思います。

(2)議会提出議案についてでございます。アの補正予算等審査特別委員会審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの補正予算等審査特別委員会審査結果報告につきましては、委員会での

審査が終了し、特別委員会委員長から議長宛てに審査報告書が提出されておりますので、2月26日の本会議で報告を受けることとなります。したがって、質疑、討論の有無及び賛否につきまして御協議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○中野委員長 それでは、質疑、討論の有無及び賛否について、一覧表に基づき、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 全ての議案につき、質疑、討論なく賛成いたします。

○塩尻委員（民主連合） 質疑、討論なく、全て賛成いたします。

○高花委員（公明党） 質疑、討論なく全議案賛成いたします。

○石川厚子委員（共産） 質疑、討論ありません。全議案賛成します。

○上野委員（無党派G） 質疑、討論なく全て賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 全議案、質疑、討論なく賛成します。

○中野委員長 無所属安田議員におきましても、全議案、質疑、討論なく賛成ということでお伺いをしているところでございます。

それでは次に、（3）本会議（2月26日）の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○小川議会事務局議事調査課長補佐 2月26日の本会議の運びについて御説明いたします。

開会し、会議録署名議員の指名、報告の後、議事に入ります。まず、議案第1号ないし議案第27号の以上27件を一括して議題とし、補正予算等審査特別委員会委員長から審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、報告第1号ないし報告第3号の以上3件を順次議題とし、いずれも質疑なく、報告を了することとなります。次に、議案第28号ないし議案第76号の以上49件を一括して議題とし、今津市長から市政の方針について、野崎教育長から教育行政の方針について、順次説明を受けます。次に、議題となっている議案について順次、理事者から提案説明を受けた後、代表質問及び質疑については後日に譲ることとなります。次に、2月27日から2月29日までの3日間を休会とし、3月1日午前10時に本会議を招集して散会となります。

本会議の所要時間につきましては、およそ130分程度と思われま。

以上でございます。

○中野委員長 ただいまの事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、（4）議案の審議方法についてであります。アの予算等審査特別委員会の構成について、特別委員会の構成につきましては、平成10年の議会運営委員会決定により、議長を除く全議員で構成することとしているところであり、前回の議会運営委員会において確認したところでございますが、金谷議員から、病気療養のため3月21日までの全ての会議を欠席する旨の申出があったことから、特別委員会の構成につきましては、議長及び金谷議員を除く全議員32人とすることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、イの分科会審査分担事項について、作成中でありました一般会計予算の審査分担について、整理ができたので本日配付しているところでございます。このとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、協議事項の3、その他の(1)旭川市議会会議規則及び旭川市議会委員会条例の一部改正についてでございます。2月20日の各派会長会議におきまして、全国市議会議長会の標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の一部改正について協議がされ、議会に係る手続のオンライン化以外に係る会議規則の所要の改正については、議会運営委員会において協議することが確認されるとともに、オンライン委員会及び議会に係る手続のオンライン化については、議会運営委員会と協議を始めるよう、議長から申し伝えがあったところでございます。これらのことにつきましては、代表者会議で協議することとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、(2)議会の改善・要望事項についてであります。整理番号⑦「総括質疑」の「予算・決算審査特別委員会の総括質疑は分科会で質疑をした項目に限ることとする。」につきまして、令和5年9月15日の代表者会議における協議の結果、全会一致となったところであり、その内容につきましては、平成12年9月18日の議会運営委員会において確認されているものの明文化されていないものであったことから、平成10年9月9日議会運営委員会決定の「決算(予算)審査方法にかかわる基本事項」を改正することとし、その詳細につきまして、代表者会議において協議していたところでございます。代表者会議における協議の結果、総括質疑の申出に係る部分につきましては、平成12年9月18日及び平成30年9月5日の議会運営委員会決定の申合せを、「総括質疑は、分科会で質疑をした項目に限ることとし、分科会質疑の中で申し出ることとする。」に改正することとしたところでございます。また、その他の部分につきましては、配付資料「予算・決算審査に関わる基本事項」のとおり、予算・決算審査に関わるこれまでの申合せを明文化したところでございます。

2月20日の代表者会議におきまして、配付資料のとおり改正することで協議が調ったところでございますが、このとおり改正することでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、総括質疑の申出の申合せの改正につきましては、今定例会の予算審議から実施することとよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、(3)本会議における撮影についてでございます。このことについて、議長から報告があったため、その詳細について事務局から説明をさせたいというふうに思います。

○飛田議会事務局議会総務課長補佐 傍聴人による写真、動画等の撮影及び録音等につきましては、旭川市議会傍聴規則運用要領により、本市職員及び報道関係者のみが許可申請を行うことができることとありますが、このたび、広報広聴課から、2月26日の本会議で行われる市長の市

政方針説明に当たり、市のユーチューブチャンネルなどに使用するため、動画を撮影したい旨、また、広報誌「あさひぼし」3月号に写真を掲載するため、市広報誌編集業務の委託業者に写真撮影を行わせたい旨の申出がありました。また、市政記者から、市政方針や代表質問の登壇者の写真を正面から撮影したいとの要望があったところでもあります。

まず、広報広聴課による動画の撮影については、議長により、本会議開会前に広報広聴課の職員が、議員席の後ろに三脚を設置し動画を撮影することといたしました。

次に、市広報誌編集業務委託業者の撮影については、旭川市議会傍聴規則運用要領で定める撮影等の許可を申請できる者には該当しないものの、本市業務のため職員に代わり撮影を行うものがありますことから、運用要領第3条の疑義に対する措置の規定に基づき、議長により、写真撮影を許可すること、また、今後も同様の申出があった場合は、この決定に基づき撮影等を許可することとしたところでございます。

なお、報道関係者の撮影については、議長により、新庁舎議場の配置の都合上、記者席または傍聴席からは正面の写真を撮ることができないことから、2月26日月曜日の市政方針、教育行政方針の説明及び3月1日金曜日、3月4日月曜日の代表質問に限り、議場議員出入口から登壇者の写真撮影を許可することとしたところでございます。

以上でございます。

○中野委員長 ただいまの事務局説明のとおり、議長におきましてそれぞれ許可した旨の報告がありましたので、御承知おき願いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、本日本予定をしておりました協議事項は全て終了させていただきました。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、追って連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

---

散会 午後4時17分